

新規部会委員の選出について

1 経緯等

厚生労働省による「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）において、第6期障がい福祉計画から「地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備」を新たな指標として取り入れることが示された。

これを受け、「足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」では、上記の指標を取り入れるにあたり、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場の開催回数・関係者ごとの参加者数」を新たな指標として設定した。

その「協議の場」とは精神医療部会であるが、基本指針に示された「関係者」のうち、「精神科以外の医療関係者」及び「介護関係者」が部会に入っていないため、このほど新規部会委員の追加について第1回精神医療部会に諮った。

2 狙い

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するにあたっては、地域生活を営む精神障がい者を支援するために数多くの関係機関等の連携が欠かせない。その中で、「精神科以外の医療関係者」及び「介護関係者」は今後、いずれも支援機関として期待されるため、当部会の協議に加わっていただく意義は大きいと考える。

3 候補者について

令和3年度第1回精神医療部会（書面開催）において各委員から意見をいただいた結果、以下の関係者を候補とする。

（1）精神科以外の医療関係者

- ア 区内の総合病院系医療機関のMSW（医療ソーシャルワーカー）もしくはPSW（精神保健福祉士）
- イ 高次脳機能障がい、発達障がい等も扱う医療機関のMSWもしくはPSW
- ウ 訪問看護ステーション代表者

（2）介護関係者

- ア 主任介護支援専門員（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等）
- イ 介護福祉士（居宅介護支援事業所等）
- ウ 社会福祉士（地域包括支援センター、社会福祉協議会等）

（3）その他

- ア 民生・児童委員
- イ 町会・自治会代表者
- ウ 児童福祉司等児童支援専門家

4 選出方法等

上記を踏まえ、事務局により、今年度中に2名の候補者の選出調整を進める。候補者が固まったところで、部会委員に諮り、了承をいただく。新規部会委員には、令和4年度第1回精神医療部会から協議に加わっていただく。